

一般財団法人工業所有権協力センター

女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの5年間

2. 当財団の課題

- (1) 女性の管理職が少ない。
(2026 年3月1日現在で事務系の管理職(担当課長以上)に占める女性労働者の割合は 25%)
- (2) 男性の育児休業取得の推進。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1: 事務系の管理職(担当課長以上)に占める女性労働者の割合を25%超にする。

<取組>

- 2026 年 4 月～ 昇任後の階層別研修の実施等キャリア形成を支援する。

目標2: 男女ともに育児休業の取得を推進し、男性は1人以上育児休業を取得する。

<取組>

- 2026 年4月～ 利用可能な両立支援制度に関する職員への周知を徹底する。